

議案第12号

みやき町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

みやき町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5年 3月 2日提出

みやき町長 岡 豪

提案理由

この議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が公布されたことに伴い、みやき町国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町国民健康保険条例の一部を改正する条例

みやき町国民健康保険条例（平成17年みやき町条例第80号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

みやき町国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8千円</u> を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 (略)	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>48万8千円</u> を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 (略)